

日本古代における駅家郷の編成原理とその実態（上）

原 京子

はじめに

『上野国交替実録帳』には次のような記述が見られる。

戸籍伍佰拾卷已無実、庚午年玖拾卷管郷捌拾陸、
駅家戸肆

天曆五年戸籍玖拾式卷管郷八十四、
駅家戸四

この史料の性格は長元三年から四年のころに記された不与解由状案とされている^①。ここでは駅家戸は郷と分載されており、別の戸籍として個数が記録されている。庚午年籍の有無や庚午年（天智九年・六七〇）と天曆五年（九五二）との間に郷のみ数が減る点など不自然な記録があるため、この史料の信憑性には問題があるものの、過去の事実の一部を反映したとも考えられる。こうした郷と併記され、戸籍も分けられていた駅には、行政区域としての意味が存在していたと思われる、早くから所謂駅家郷として坂本太郎によって指摘がなされている^②。大山誠一も行政区域としての駅家郷の存在を指摘し^③、その後、駅戸数や駅子の員数をめぐる論争へと発展したが^④、史料上の制限もあり、その全体像を明確にするまでは及ばなかった。では、このような行政区域としての駅家郷はどのような存在であったのだろうか。そこで本稿では行政区域としての駅家

郷について、その編成原理から内部構造にまで足を踏み入れ実態面からの考察を試みたいと思う。

一 駅戸編成の原理

1 法制度に見える駅戸編成の原理

次に掲げる史料から、まず、駅家郷における駅戸編成の原理について検討してみたい。

北宋天聖令所引不行唐厩牧令³³

諸駅。各置_レ長一人。並量_二閑要馬_一。其都亭駅置_二馬七十五匹_一。自_レ他第一道馬六十四、第二道馬四十五匹、第三道馬三十四、第四道馬十八匹、第五道馬十二匹、第六道馬八匹、並官給。使稀之處、所司仍量_二置馬_一。不_レ必須_レ足。〈其乗具、各准_二所_レ置馬數_一備_レ半〉定_レ數下知。其有_二山坡峻險之處_一、不_レ堪乘_二大馬者_一、聽_二兼置_二蜀馬_一〈其江東西并江南有_二暑濕_一、不_レ宜大馬_一、及領南無_二大馬_一處、亦准_レ此〉若有_二死闕_一、当駅立替、二季備訖。丁及粟草、依_二所司置大馬數_一常給。其馬死闕、限外不_レ備者、計_二死日以後_一、除_二粟草及

丁庸」。

養老厩牧令15駅各置長条

凡駅。各置「長一人」。取「駅戸内家口富幹事者」為之。一置以後、悉令「長仕」。若有「死老病」、及家貧不堪「任者」、立替。其替代之日、馬及鞍具欠闕、並徵「前人」。若縁「辺之处」、被「蕃賊抄掠」、非「力制」者、不「用」此令」。

養老厩牧令16置駅馬条

凡諸道置「駅馬」大路廿疋、中路十匹、小路五匹、使稀之处、国司量置。不「必須」足。皆取「筋骨強壯者」充。每馬各令「中中戸養飼」。若馬有「闕失」者、即以「駅稻」、市替。其伝馬每「郡各五」。皆用「官馬」。若無者、以「當処官物」市充。取「家富兼丁者」付之。令「養以供」迎送」。

養老厩牧令15駅各置長・厩牧令16置駅馬条は、北宋天聖令所引不行唐厩牧令33の一条分に対して、日本令では二条に分割している点に大きな違いが認められる。

この中で特徴的と思われるのが養老厩牧令15駅各置長条である。「凡駅。各置「長一人」」の部分は唐令から抽出された規定と思われるが、これ以後は日本独自に他の規定を付加した構成となっている。この中でもとくに駅長が辺境で抄掠される場面の想定については、日本の独自性が顕著に表れていると言えよう。このような駅は、職員令25兵馬司条により兵部省の管轄に規定されていることから、軍事目的という国力増強のための優先事項に位置づけられている。なお、この条文で問題となるのは、駅長は駅戸の中で富裕で中心的な者を就けるといふ規定にあらう。

なぜ富裕で中心的な者を就けるかについては、次の条文によって確認したいと思う。先に掲げた養老厩牧令16置駅馬条においては、まず、路の等級別に駅馬数の規定を示している。その冒頭部分は、北宋天聖令所引不行唐厩牧令33の駅馬数の部分を読み替えた内容となっている事が特徴である。養老厩牧令16置駅馬条の関連条文として北宋天聖令所引不行唐厩牧令34を次に掲げる。

北宋天聖令所引不行唐厩牧令34

諸駅馬三疋、驢五頭、各給「丁一人」。若有「余剩」、不「合」得「全丁」者、計「日分」数、準折給。馬驢雖「少」、每「駅」番別仍給「一丁」。其丁、仰「管駅州」毎年七月三十日以前、予勘「来須年丁数」、申「駕部」勘同、関度支、量「遠近」支配。仰「出」丁州、「丁別」準式收「資」、仍拋外配「庸調」处、依「格」收「脚価」納「州庫」、令「駅家」自往請受」。若於「當州」便配「丁者」、亦仰「州司」、準「丁一年」所「輪租調」及配脚直、「收付」駅家、「其丁」課役並免。駅家願「役丁者」、即於「當州」取。如不「足」、比州取「配」、仍分「為四番」上下」。下条準「此」。其粟草、準「繫飼馬驢」給。

この条文では駅馬三疋と駅驢五頭に対して、これらの飼養に当たる丁の徴発について規定している。養老厩牧令16置駅馬条では、この北宋天聖令所引不行唐厩牧令34の中でも、「馬の飼養に当たる丁」部分を抽出しており、この部分を「中中戸を以て飼養させる」規定に読み替えている事が分かる。養老厩牧令16置駅馬条集解古記では

古記云、每馬中戸各一課。下戸不「合」令也。

大宝令段階では三等戸制の中戸であった。大宝令中戸・養老令中中戸

は実質、養老厩牧令15駅各置長条に記されている駅戸と考えてよいだろう。大山誠一は天平期ごろまで、大宝令の中戸Ⅱ比較的富裕な戸を駅戸として設定したものと見ている^⑤。この指摘は留意すべきだろう。

養老賦役令19舍人史生条

凡舍人。史生、伴部、使部、兵衛、衛士、仕丁、防人、帳内、資人、事力、駅長、烽長、及内外初位長上、勳位八等以上、雑戸、陵戸、品部、徒人在_レ役。並免_二課役_一。其主政、主帳、大毅以下、兵士以上、牧長帳、駅子、烽子、牧子、国学博士、医師、諸学生、侍丁、里長、貢人得_レ第末_レ叙、勳位九等以下、初位、及殘疾。並免_二徭役_一。其坊長、佃長。免_二雜徭_一。

この条文では、駅長は課役免除、駅子は徭役が免除の対象となっている^⑥。駅子は、駅戸からの課丁であり、駅子には駅の労役を課せられる訳であるから、徭役を二重課税しないための規定といえる。また、駅長は、駅を統括する役職であることから、法制上、駅長は駅子よりも上のランクとして位置づけられ、課役免除となっている。こうしてみると、法制上、駅の労役は複数の富裕戸に請け負わせようとする基本方針が根底にある事が分かる。そして駅長は、養老厩牧令15駅各置長条にあるように、駅戸の中の代表者である。

厩牧令15駅置長条集解穴記に

穴云、置_二駅戸員_一有_二別式_一也。

現存史料には式の員数は残っていないものの、駅戸の員数は式で規定されていた事が知られる。時期は不明であるが、駅戸の徵発形態は、複数の富裕戸を集める方針から、上記以外の徵発形態が可能になるように

課丁数の確保を重視した方針へと転換していたと思われる^⑦。しかし、いざれにしても大宝令段階では、富裕戸を主体とした駅戸編成の方針であったと言えよう。

ところで、杉本一樹は、日本令における編戸制の原理について、次のように述べている^⑧。日本令では、父系優先の編戸の形をとるが、実際に行われているのは双系的で、つまり、男系、女系双方の親族関係が編戸に利用され、父方―母方、夫方―妻方に、親族関係にも寄らず、複数の可能性が一般的に存在したものとみている。そのうえ、こうした有力戸の存在は、戸主自体の実力の大きさにより戸が拡大・縮小しており、すなわち、有力戸とは、戸口が多いため有力な者では無く、有力な者が存在していた事で、それらが有力戸主となり、その下に戸口が自ら集まる原理があると指摘している。杉本が述べる編戸原理から見れば、駅戸編成における富裕戸主Ⅱ有力戸主と解釈すれば、それらが持つ労働力編成を利用しようとした、中央政府の意図があつたのではないだろうか。これは北宋天聖令所引不行唐厩牧令34のように個別の駅丁を番制により広く確保が出来ない日本古代の社会状況があつたためと推定され「駅の労働力を富裕戸主Ⅱ有力戸主に請け負わせようとする一貫した方針」が法規定の中に組み込まれているのである。

2 「駅家」の表記について

以上、駅を運営する法的理念には、有力戸主が持つ「労働力編成」を期待した中央政府の意図が前提にあると思われる。

ところが、この理念が窺われる一方で、駅戸編成を大化前代からの

「農業拠点としてのヤケ」に求めたのが永田英明である。⁹⁾ 永田によるヤケの概念は、吉田孝の指摘をそのまま援用している。吉田のヤケの概念の中でもとくに官司名に家を付けて表記するのは日本独自であると主張しており、永田もこの説を支持し「馭家」という表記も日本独自であると解釈している。そのため、ここで改めて「馭家」という表記自体に注目して検討したいと思う。

吉田が述べるヤケとは、豪族のヤケから発生した概念であり、その農業拠点を示している。¹⁰⁾ そのうえで日本の史料に見られる官司の呼称として用いられている省家、職家、寮家、司家などの「家」の背後には、ヤケの概念が存在すると考えている。また郡家や馭家なども同じ類とする。さらに吉田は中国における類例も検討しており、その中でも開元水部式残簡（ペリオ二五〇七号）に注目し、この史料にある「県家」「津家」という記載については「県の管轄下にある家」「津の管轄下にある家」と解釈しており、日本の史料における「郡家」に代表されるような用例は中国に存在していなかったものと指摘している。

では、ここで改めて吉田が引用した開元水部式残簡（ペリオ二五〇七号）を確認したいと思う。

事例として挙げた開元水部式残簡（ペリオ二五〇七号）四十四〜四十五行目には

仍令巡街郎将等檢校、勿使非理破損。若水漲、令県家檢校。とあり、

同断簡一一八〜一一九行目には

大陽・蒲津橋竹索、毎三年一度、令司竹監給竹、役津家水

手造充。

とある。「津家」の条文自体は『唐六典』に同じ条文が存在する。これらの「県家」「津家」の意味を解釈すると、これは役所の機関を示していることが分かる。岡野誠は、この一連の断簡の条文で「諸」で始まる記述と「諸」で始まらない記述とに分類をしている。¹¹⁾ 岡野は開元水部式残簡（ペリオ二五〇七号）には「諸」の文字のない条文が二十六条存在しており、これらは地方、あるいは官衙の職務内容の特殊性を考慮した規定であると指摘している。「県家」「津家」の記載がある条文も「諸」を含んでいない条文に含まれる。そうなれば、この条文も地方や官衙の特殊性がある条文の中に含まれるため、「県家」「津家」は、「地方や官衙」の役所の呼称として用いられていた語と解釈出来るのである。ほかにも次の史料を見てみたい。

『資治通鑑』卷二四九 宣宗大中八年（八五四）九月条胡注には

唐人、謂、諸道節度及觀察為使家。諸州為州家。

諸県為県家。

とあり、唐人は公的機関の節度及觀察・州・県などに家の文字をつけて使家・州家・県家と呼称していた事が記されている。小野勝年も『入唐求法巡礼行記』の用例にある「県家」などは、この胡注のように口語として用いられていたと解釈している。¹²⁾

さらにいえば円仁の『入唐求法巡礼行記』には「府家、州家、県家、鎮家、寺家、院家、村家、官家」など多数の用例が存在していることを指摘出来る。円仁は、行政機関を表す用例に「機関十衙」の字も用いている。たとえば、「州衙、使衙、寺衙、公衙」などである（表1）。

表 1

『入唐求法巡礼行記』（機関十家）＝一般的役所表記の用例

元号	年	月	日	用例
開成	3	7	2	鎮家
開成	3	7	2	鎮家
開成	3	7	5	県家
開成	3	7	12	県家
開成	3	7	14	県家
開成	3	7	17	如阜鎮家将
開成	3	7	20	鎮家
開成	3	7	20	県家
開成	3	7	20	鎮家
開成	3	7	21	鎮家
開成	3	7	21	鎮家
開成	3	8	3	寺家
開成	3	8	17	鎮家
開成	3	8	25	寺家
開成	3	11	19	寺家
開成	3	11	19	寺家
開成	3	11	27	寺家
開成	3	12	29	寺家
開成	3	12	29	寺家
開成	4	2	27	寺家
開成	4	4	6	県家
開成	4	4	7	県家
開成	4	4	7	県家
開成	4	4	8	官家
開成	4	4	26	州家
開成	4	5	14	村家
開成	4	5	15	州家
開成	4	6	8	寺家
開成	4	7	16	県家
開成	4	8	13	県家
開成	4	8	15	寺家

元号	年	月	日	用例
開成	5	1	20	院家
開成	5	2	17	院家
開成	5	3	16	寺家
開成	5	3	21	寺家
開成	5	8	5	県家
開成	6	11	1	官家
會昌	5	5	15	府家
會昌	5	5	16	官家
會昌	5	6	9	県家
會昌	5	6	22	官家
會昌	5	6	23	官家
會昌	5	6	28	官家
會昌	5	6	28	県家
會昌	5	7	3	県家
會昌	5	7	13	官家
會昌	5	11	3	寺家

（機関十衛）＝執務機関表記の用例

元号	年	月	日	用例
開成	3	8	1	使衛
開成	3	8	10	使衛
開成	3	8	16	寺衛
開成	3	11	7	公衛
開成	3	12	18	州衛

『巡礼行記』開成三年（八三八）八月二十六日条
 （前略）請益法師為_レ供_レ僧、喚_レ寺庫司僧令_レ端、問_レ寺僧_レ數。都
 有_二二百僧_一。即沙金小二兩充_レ設_レ供_レ料。留_レ學僧亦出_二二兩_一、惣計小
 四兩以送_レ寺_レ衛。綱維監寺僧等共集_二一_レ處。秤_レ定大一兩二分半。
 登_レ時得_レ寺家_レ報稱。須_レ具_レ金_レ數、更報_レ官_レ取_レ處分、可_レ設_レ空_レ飯_レ者。
 この史料によると、寺僧を供するために、寺の庫司僧令端を呼び、寺
 僧数を数え、その設供料を「寺衛」へ送っている。この「寺衛」への内

容は具体的な執務を表現している。ところが、続く記事では、一般的役所の呼称として「寺家」を使用しているのである。つまり、円仁は「機関十衛」と「機関十家」とを内容によって使い分けていた事が分かる。このように唐代において、官司名に家を付けて表記している事は一般的に行われていたと思われる。

ここで先に掲げた北宋天聖令所引不行唐厩牧令34にある「馭家」の表記に注目したい。この条文の三箇所に「馭家」の語が認められるのである。しかもいずれも「馭」という一般的官司の呼称として用いられている。この「馭家」は開元二十五年令にも存在していた可能性が高いと思われる。また『資治通鑑』の胡注や『入唐求法巡礼行記』の事例もけつして特殊なケースではなく、唐代で広く使用されていた用語と言えよう。

つまり「馭家」という表記自体も日本独自ではないのである。かといって、このことがヤケとしての意味をもつ馭家を直ちに否定するものではないが、馭家という表記から日本独自のヤケを想定する事は極めて危険と言えよう。

二 行政区域としての馭の構造

1 『倭名類聚抄』に見える所謂馭家郷

さて、以上のように馭は法制上、有力戸主を持つ「労働力編成」を期待したものであり、馭戸編成の中に農業拠点としての意義は見られなかった。しかし、これはあくまで法制上の理念であって、実際機能していたのか、それとも機能していなかったのかという事が問題になろう。次

にこの事について検討したいと思う。

時代は降りるが『倭名類聚抄』の郡郷部の記載を手掛かりとしたい。

『倭名類聚抄』は、その序文により醍醐天皇第四皇女勤子内親王の命によって源順（九一一〜九八三）が編纂したものと考えられている。周知のように『倭名類聚抄』には十巻本と二十巻本が存在し、その写本系統については、十巻本と二十巻本のみが相違するという単純な構造ではないため、成立年代ともに不明な部分が多い¹³。これは『倭名類聚抄』が、たとえば、国郡部を抽出して写せば、国勢ハンドブックとして重宝なものとなるし、また辞書部分をまるごと抜粋するなど、利用者の目的に応じて写していた様で、このように複雑な写本系統になったものと指摘されている¹⁴。

ところで、この『倭名類聚抄』郡郷部には郡の下部組織として郷名の後に、行政区域としての郡家・神戸・余戸らと併記して駅家が見られる。これが所謂駅家郷である。

郡郷部が記されているのは二十巻本であり、その主な諸本は、大東急記念文庫所蔵の「東急本」で室町中期の写本、「東急本」と同系統で近世の流布本である元和三年（一六一七）刊の古活字本の「道円本」がある。また、一番古い写本と見られているのが高山寺所蔵の「高山寺本」で、平安末期とされているものが挙げられる¹⁵。また、名古屋博物館所蔵で書写年不明であるが比較的古い形態を残すとされる「名博本」がある¹⁶。

これら諸本における郡郷部の「駅家」の記載は東急本に七十八箇所認められる。名博本は六十一箇所あるが、この中には駅戸・駅里・駅子戸

や割注のように細記される等、注記の揺れが多く存在し、この揺れは古い様式を残すものと指摘されている¹⁷。高山寺本には、駅家も含め郡家・神戸・余戸の記載はほとんどなく、わずかに遠江国浜名郡、相模国足下郡に「駅家」、但馬国養父郡、備中国小田郡に「駅里」、老岐島老岐郡に「伊周駅家」、同石田郡に「時通駅家」が見られる。また、高山寺本には、別に駅部が付記されていて、この駅名は『延喜式』所載の駅名とほぼ一致するという特徴が見られる。

こうした二十巻本の東急本と高山寺本との相違について、高山寺本の割注に注目して考えてみたい。

高山寺本の郡郷部の冒頭部分である山城国には割註で「有_レ郡謂之郡家。有_レ駅謂之駅家。以_レ寄諸社謂之神戸。不_レ入班田謂之余戸。異名同除而不_レ載」と記されている。これは、たとえば、駅と駅家など二つの異なる名称と表記されていても、同じものであり、除いて載せない事にした編集方針を記したものである。この割注について、坂本太郎は高山寺本がこれらの記載を省略したものと見ており、たとえば、駅について、わずかに見られる「駅家」「駅里」「伊周駅家」「時通駅家」は、省略すべき箇所の見落しであると指摘している¹⁸。

ほかに高山寺には独自に駅部を付加している特徴がある。この駅部に記された駅名は『延喜式』に記されている駅数は四〇二箇所とほぼ一致している。池邊彌は、これは『倭名類聚抄』と『延喜式』の両史料は、兵部省にある駅名が記された同じ資料を見て編集していたものと見ており、また、この郷名については九世紀代の史料と整合性が認められる¹⁹。したがって、高山寺本駅部と『延喜式』所載の駅名がほぼ一致

する理由については、九世紀代の同じ資料に基づいていたことにあるとされている。

ところが、同じ時期の資料を参照していたにも関わらず、東急本の郡郷部所載の所謂駅家郷数が七十八箇所であり、高山寺本所載駅名数四〇二箇所という大きな数の違いが認められるのである。これは単なる写本成立過程における誤写や脱漏と見る²⁰だけでは説明し難いと思われる。

ここで先に述べた高山寺本山城国の割註の解釈に戻ると、高山寺本では、行政区域と記載された駅の資料を参照したとしても、郡郷部に入れる事を不要と捉え省略したという事になるだろう。つまり、最も古い写本とされる高山寺本の祖本段階、もしくは高山寺本の写本段階において、行政区域としての駅という意味自体が、すでに忘れられていたらしく、そのため、高山寺本の郡郷部の駅家は単に交通施設の駅と捉え、そのほとんどが省略されてしまったと思われる。その一方で高山寺本では、わざわざ駅部を別に付加する事で、駅の存在を示したのである。

ところで、両者の写本系統の中間的位置にある名博本の郡郷部には、六十一箇所の駅が記されている。不破浩子は「常世駅家・白河駅家（陸奥国・白河郡）」「白方駅家（陸奥国・磐瀬郡）」「住吉神戸（播磨国・明石郡）」「住吉余戸（播磨国・賀古郡）」のように駅家・神戸・余戸を、他の地名の注記として一つにまとめたものが一五箇所あると指摘し、その表記方法も、駅家・神戸・余戸を地名と同じ大きさで記したり、割注のよりに細記したりという表記揺れが多く認められるが、これは駅家・神戸・余戸に対する認識の変化を窺わせるものと述べている²¹。

こうしてみると名博本の郡郷部の記載の駅でも、「駅戸・駅里・駅子

戸や割注のように細記する駅家の表記揺れ」は古い様式が残されていると見られる。

以上のように、さまざまな駅の形態を示す『倭名類聚抄』の写本が存在するのであるが、郡郷部の駅の表記に注目すると、この編纂時に参照した資料には、①交通施設の駅を集成していた資料、②郷と併記するような行政区域として駅家が記されていた資料、③駅が行政区域と記されていたとしても、郷と併記するには、判断に迷うような小規模な駅の資料に分類できる。したがって、『倭名類聚抄』東急本の郡郷部所載七八箇所と『延喜式』兵部式所載駅名数四〇二箇所という大きな数の違いは、実際に存在した施設としての駅と行政区域としての駅の数の間には、もともと数に大きな相違があったことから、生じたものと思われる。

しかも、名博本にあるように行政区域としての駅の認識の違いによって表記の揺れが生じていることも、様々な形態の駅が存在していたことが理由と見られる。

つまり『倭名類聚抄』郡郷部に記載された駅とは①単なる施設、②郷と同格とした行政区域、③郷よりも小規模で曖昧な行政区域と様々な形態として解釈されていた事が窺われる。これは実態面でも①②③のように駅の行政区域の構造や解釈そのものに違いがあったことが要因だったのではないだろうか。

2 近江国土地売券における駅家郷について

以上のように様々な形態の駅が存在していたと見られるのであるが、次の史料によって、さらに具体的に行政区域としての駅の構造について

考えてみたい。

敢
馭家長文部

A 「唐招提寺施入田券文写」文化六年写⁽²²⁾第十二通

近江国馭家長解写 承和二年十一月十日

馭家長解申依部内百姓所負租米限永年売買墾□

合

在大原二条六里廿七家依田二百六十步

直米捌斗肆升

七里廿五社辺田一段

直米壹斛貳段

売人馭家戸主秦仲磨戸口大初位下小長谷造福成者

今得買人浅井郡湯次郷戸主從七位上的臣吉野戸口中嶋大刀自女者

右管得馭家長文部磨之解状備部下戸主仲磨申戸口福成

申云々已依所負租米限永年売与上件大刀自女既訖

者今依申状 保証人等召集追勘問所陳有実仍

券文立如件以解

承和二年十一月十日

大初位下小長谷造福成

妹 小長谷造大刀自女

妹 小長谷造真大刀自女

戸主 秦

秦

山前

秦

B 「唐招提寺施入田券文写」文化六年写」第一六通

近江国坂田郡大原郷長解写 天長十年二月三十日

□□長解 申依部内百姓限永年売買□□

合墾田壹段佰步 直靱伍斛陸斗 大原一条四里六箇□□

売人横川馭家戸主大初位下山前連魚磨戸口同姓広繼

今得買人浅井郡湯次郷戸主從七位上的臣吉野戸口中嶋大刀自古云

右件墾田、依己所負官物限永年与沽上件大

刀自古既畢者今依申状保証人等召集勘問所

陳有実仍立券文如此以解、

天長十年二月卅日專売人山前連広繼

戸主山前連

郡判

大領外正七位下穴太村主

主政外大初位下志賀忌寸

副擬大領從七位上息長真人

擬主政大初位下春日臣

少領外從八位上坂田酒人真人

副擬主政大初位下穗積臣

擬少領大初位下比瑠臣

副擬少領息長真人

C 「唐招提寺施入田券文写」文化六年写」第十通

近江国坂田郡大原郷長解写 承和三年三月二十四日

坂田郡大原郷長解 申部内百姓売買墾田立券文事

大原一条三里廿今牟小田地三段 直稻壹佰式拾束

四里六宮作田東二段 直稻捌拾束

大原二条三里廿五墓原田北二段 直稻玖拾陸束

右得部内百姓秦繼磨解状備件墾田

壳直稻式佰玖拾陸束浅井郡湯次郷戸主以

下的臣吉野戸口中嶋連大刀自咩沽与限永年

仍立券文如件以解

壳人坂田郡大原郷戸主秦

買人中嶋連 太

保戸主 秦 広雄

秦 酒田万

郷長敢広主

承和三年三月廿四日

郡判

大領外正七位下穴太村主牛刀自□ 主政外大初位下志賀忌寸

擬主政大初位下春日臣

D 「唐招提寺施入田券文写 文化六年写」第七通

近江国坂田郡大原郷長解写 天長九年四月二十五日

□□ 申依部内百姓所負雜官物、限永年壳買墾田立券文事

□□ 捌拾步

直米参斛陸斗（一段充六斗）

□□ 三条二里十五蓬田東畔本云、

□□ 原郷戸主秦繼磨戸口建部繩公云

今□買人浅井郡湯次郷戸主正六位上的臣吉野戸中嶋連大刀自古云

右管得大原郷長敢臣広主解状備部下百姓建部繩公申

云依所負雜官物己之祖墾田限永年充直米三石六斗上

件大刀自古沽与既畢者今長依解状保証人等召集勘問

所陳有実仍注事状立券文如件以解

天長九年四月廿五日 專田主建部 繩公

妹建部 真持

末 本（画指）

戸主 秦 繼磨

郷長敢 広主

郡判

大領外正七位下穴太村主□□□

主政外大初位下志賀在守

副擬大領從七位上息長真人福磨

擬主政大初位下春日臣

少領外從八位上坂田酒人真人広公

副擬主政大初位下穗積臣

擬少領大初位下比瑠臣藺繼

副擬少領息長真人

承和六年三月三日

E 大正二年（一九一三）『坂田郡志』卷上卷 掲載写真²⁸

弘仁十年大原郷長解文

郷長刑部真浄麻呂

郡判

大原郷長解 申依部内百姓所負官物限永年売買墾田并畠
地立券文事

合

畠地式段四至

東限中畠北溝
南秦持古咩家隣西限酒人広日佐垣

直稻肆拾束

外畠老段四至

東限秦持古咩家垣北垣
西限垣南限道

直稻式拾束

墾田伍段

大原一秦三里廿二今治田伍段

直稻老伍拾束

棕老宇

直稻老拾束

草屋式間

直稻式拾束

売人大原郷戸主秦浄繼戸口同姓有伍倍

得買人浅井郡湯次郷戸主従八位上の臣吉野戸口中嶋連茂子咩

右得戸主秦浄繼申状併依己戸口有伍倍所負官物己之地

墾田等限永年価直充稻式佰肆拾束与売上件茂子咩

既畢者今依辞状召証人等覆勘所陳有実仍録売買両

人署名立券文申送如件以解

弘仁十年二月十六日専売秦人有伍倍

妻中嶋連小成咩

左手食指(画指)

親 秦□佐米⁽²⁴⁾

秦繼麻呂

戸主秦浄繼

保戸主秦繩手

A〜Dの文書は正親町家旧蔵書目の一つであり、現在は東京大学史料

編纂所に所蔵されている。一紙ないし二紙に写された二十四通の内の一

部である。この二十四通は貼継がされずに重ねて丸められ、二重に包ま

れており、その外側の左側上書に「唐招提寺施入田券文写 文化六年

写」とあり、内包紙の左端に端書として、「唐招提寺蔵施入田券文写」

と記されている。⁽²⁶⁾ 栄原永遠男によると、これらの売券の書写年代は江戸

時代末期と考えており、この頃には唐招提寺に原本自体も伝わっていた

が、その後、原本は唐招提寺を離れたため、A〜D史料の原本の所在自

体は現在では不明となっている。⁽²⁷⁾ とところで、A〜D史料は、原本に破損

箇所があれば、点線などでスケッチをしており、また郡印の押印箇所は、

朱書の四角の形のスケッチで印影箇所を表している。⁽²⁸⁾

さて、A史料であるが、売人は馭家戸主秦仲磨の戸口小長谷造福成が

租米納入負われた事を理由に、自身の墾田を浅井郡湯次郷戸主吉野の戸

口中嶋大刀自古に売買する内容であり、承和二年(八三五)に馭家長文

部磨から出された解である。この写本には「郡判」と記されるが、印影

とする朱書のスケッチが無い事や保証人は姓までしか記されておらず、

署名は空欄のままである。しかし、保証人に対して、売人欄には署名が

認められる事から、売人小長谷造福成が用意した案文と思われる。とこ

ろで、五保の保証人欄には、秦姓が三名、山前姓、敢姓、馭家長文部姓

の者が署名を入れる予定となっていたことを指摘しておく。なお「唐招

提寺施入田券文写 文化六年写」第十九通二紙は、別筆でほぼ同じ内容の写しである。

つぎにB史料を見てみたい。この史料は、A史料より二年前の天長十年（八三三）に、売却人は横川駅家戸主の山前連魚麿の戸口で同姓（山前連）広継の墾田を売買する解である。原本冒頭に紙の破損部分があったようで、解は某長から出されたものとしか分からない。A史料と同じく、印影の朱のスケッチは記されておらず、売人山前連広継の署名は見られるが、つぎの山前姓の欄には署名がなされていない。これは売人山前連広継が用意した案文であったと思われる。なお「唐招提寺施入田券文写 文化六年写」第二十通二紙は、別筆でほぼ同じ内容の写しである。ただし、B史料第一六通五行目末の「沽上件大」部分が、第二十通では「沽又件文」とあり一部が異なる。

ところで、A史料とB史料は共に売却人は、駅家戸主の戸口である。B史料にある横川駅は『延喜式』兵部式諸国駅伝条近江国所載の駅であり、同駅と比定ができる。また、『倭名類聚抄』東急本には近江国の坂田郡に「駅家」（※名博本は記載無し）が記されている事から、同駅家が横川駅に当たり、横川駅は近江国坂田郡内にあると見られる。A史料の売人の戸主は、駅家戸主秦仲麿であり、その五保の保証人に山前姓が見られる。また、B史料の売人の戸主は横川駅家戸主山前連魚麿とA史料の保証人とは同じ姓であり、同族と思われる。

そのうえ、ABともに駅家戸主の戸口が売人である事から、A史料も近江国坂田郡横川駅戸口の土地売買の史料と見られ、B史料と年代も近い事から、A史料の駅家長は、横川駅家長と予想される。しかし、駅家

長や駅家戸主の上に駅名を冠していない事から、横川駅と予想するも、同じ（駅家）郷とは言い切れず、また、売人の横川駅家戸主山前連魚麿の戸口山前連広継が用意した案文には、郡司らの署名欄は用意されているものの、（横川駅家）戸主の署名欄のみ用意されており、五保または、保証人の署名欄は用意されていないことから、A史料より、B史料の方が二年早いのが、年代が近い売券の案文であったとしても、やや書式が異なる。ただし、写本冒頭には、上部欠損のスケッチが記され、その後、「長」から始まり、某長からの解であり、これが大原郷長であるのか、駅家長であるのかは不明で、両者の如何によって性格が左右されるものの、様式から判断すると郷長もしくは駅長どちらかの解である事は確かだろう。

C史料は、承和三年（八三六）坂田郡大原郷長敢広主から出された解であり、大原郷戸主秦継磨が売人である。三十一箇所に郡判らしき印影のスケッチがなされている事から、原本は正文であったと思われる。ただし、売人の署名欄が「坂田郡大原郷戸主秦」で終わっており、その下に「」のような墨が見られる。本来ならば「継磨」の署名がなされるべきで、これが写本の脱漏であるのかは不明である。ところで、このC史料の保証人は秦広雄と秦酒田万である。A史料の保証人には秦姓が三名おり、C史料の売人と保証人と同じ秦姓である。また、A史料の保証人には敢姓があり、C史料の大原郷長敢広主と同じ敢姓である。

D史料は天長九年（八三三）にC史料と同じ、坂田郡大原郷長敢広主から出された解である。三十三箇所に郡判らしき印影のスケッチがなされている事から、原本は正文であったと思われる。売人は戸主秦継磨の

戸口建部繩公である。A・C史料の保証人である秦姓と同じく、D史料の売人の戸主が秦繼曆と記され、これもまた秦姓である。

E史料は、AとD史料よりも、やや前の弘仁十年(八一九)の大原郷長解である。この史料の原本は焼失したといわれ、現存していないが、『坂田郡志』に原本の写真版が掲載されている。原本の写真には郡印が押印された箇所が見られ、署名もなされていることから正文であったことが分かる。この時の大原郷長は刑部真浄麻呂で、敢広主より以前の大原郷長である。この時の大原郷戸主は秦浄継で、その戸口の秦有伍倍(署名には秦人有伍倍)が売人であり、その保証人は秦繩手で、E史料には三名の秦姓が見られる。E史料においてもA・C・D史料と同じ秦姓が登場しており、また、AとE史料の買人のすべて浅井郡湯次郷戸主吉野戸口で中嶋連茂子咩や中嶋連大刀自(古、女、咩)で、買人もまた同族という特徴が見られる。

そのうえ、B史料の横川駅家戸主大初位下山前連魚麿戸口山前広継の売買対象地は、大原一条四里内であり、A史料もおそらく同じ横川駅と思われる。駅家戸主秦仲麿戸口小長谷造福成の売買対象地は、大原二条六里・二条七里内と近く、C史料の大原郷戸主戸口の売買対象地は、大原一条三里・一条四里・二条三里内、史料Dの大原郷戸主秦繼曆戸口建部繩公の売買対象地は(大原)三条二里内、E史料の大原郷戸主秦浄継戸口秦(人)有伍倍の田地の売買対象地は大原一条三里で、横川駅家の戸口と大原郷戸口の売買対象の田地は、同じ条里内もしくは隣接していた事が分かる。榮原も、これら一連の文書には、売買対象地がいずれも大原条里内という共通点があり、買人も共通して中嶋連であり、中嶋連

らは血縁関係者の可能性が高い事を指摘している。

ところで、A史料の解状は駅家郷長から提出されるべき案文であり、B史料もその可能性がある。また、C・D・E史料の解状は、大原郷長から提出されたものである。両者ともに郡判を得ることで立券が成立する様式であり、大原郷長と(横川)駅家長は、郡の管轄下であり、所管の戸口に対しては両者ともに同じ立場であった事が分かる。また、この史料に見られる弘仁十年(八一九)から承和六年(八三九)の間において、行政区域としての横川駅と大原郷には「敢・秦・山前」という共通した戸主やその戸口らに同族が多く存在し、それらで土地売買に関与していることから、極近しい関係であったと言える。さらに、横川駅と大原郷に属していた戸口の土地は、両者の近隣または、共通した大原条里内にあり、行政上では郡の下部組織として分離している横川駅と大原郷であるが、両者は有機的關係によって行政区域を成していたのである。

このように行政上では駅は郡の管轄下であり、駅の行政区域とは、駅すべてに存在していた訳ではなく、先に述べたように、その規模も大小様々な様相を示していたと思われる。また、駅は郷と同格なのか、それとも郷の内部であるのかという複雑な形態をもつこともあるが、その如何に関わらず、地域の中では、横へ繋がる同族間で柔軟な行政区域を成していたと見られる。では、こうした行政区域としての駅の成立がどこまで遡れるのであろうか。次にこの問題について考えてみたい。

3 駅の行政区域としての性格

まず駅家が郷、または、郷の下で行政区域として分離していた事例を

確認してみたい。

天平勝宝元年（七四九）頃、美濃国司解案（正倉院文書・東南院五櫃四）の中に「可児郡駅家郷戸主守部麻呂之賤」が認められる。郡の下部組織に駅家郷が行政区域として実在していた事が分かる。

天平勝宝二年（七五〇）四月十九日仕丁送文（正倉院文書・丹裏文書）

物部忍万呂年卅一
参河国額田郷山綱駅家戸主物部万呂口

この山綱駅は、『延喜式』兵部省式諸国駅伝条に山綱駅が見られ、また『倭名類聚抄』には参河国額田郡には額田郷と駅家両方の行政区域の記載が見られる。参河国額田郡には額田郷と山綱駅が存在していたらしいのであるが、この記載では明らかに額田郷に次いで山綱駅家戸主物部万呂口が見られる。郡名は見られないため、額田郡と額田郷の誤写か、それとも額田郷に山綱駅家が属していたかという事になるだろう。いずれにしても額田郷と山綱駅の関係も有機的關係によって成立していた可能性が高いのではないか。

次に郷里制下による行政区域として駅について考察する。

『出雲国風土記』

玖郡 郷陸拾貳里一百八十一 余戸肆 駅家陸 神戸漆里一十一
意宇郡 郷壹拾壹里三十三 余戸壹 駅家参 神戸参里六
島根郡 郷捌里二十四 余戸壹 駅家壹
秋鹿郡 郷肆里一十二 神戸壹里一
楯縫郡 郷肆里一十二 余戸壹 神戸壹里一
出雲郡 郷捌里二十三 神戸壹里二
神門郡 郷捌里二十二 余戸壹 駅家貳 神戸壹里一

飯石郡 郷漆里一十九

仁多郡 郷肆里一十二

大原郡 郷捌里二十四

まず『出雲国風土記』では、郷里制下における郡郷里が、郡名・郷数・下部組織の里数・（郡内に存在する場合。駅家・神戸以下同じ）余戸数・駅家数・神戸数十下部組織の里数という一定の書式で記されている。ここで注目したいのは、郷・神戸数のあとにその下部組織である里数が記されているにも関わらず、駅家については、その下部組織が記されていない事である。律令制下においては、出雲国は山陰道に所属しているため、厩牧令16置駅馬条では小路に当たる。小路は駅馬五匹で、同数の五戸が駅戸と見る事が法制上の原理となる。もし、駅家が五戸で編成された行政区域という事ならば、五十戸編成よりかなり小規模という事になる²⁰。関和彦は、駅家や神戸が記されている郡には、余戸が生じている事に注目した²¹。関は五十戸編成がなされた後、駅家が行政区域として割かれたのではないかと推定したのである。また、駅家に下部組織が記されていない理由は、駅は里程度の小規模な行政区域であったものと推定している。小倉慈司は、この中の神戸に注目し、関の指摘を妥当なものとしており、郷里制が施行された霊龜三年段階で、五十戸編成における大幅な行政区域の見直しが行われたものと考えている²²。そうなれば、駅家が行政区域として分離される前には、五十戸編成が先行されていたという事になるだろう。

では、この郷里制下における行政区域としての駅とは、どのような形態であったのだろうか。次の史料に注目したい。

『出雲国風土記』意宇郡条

黒田駅。郡家同処。郡家西北二里、有「黒田村」。土体色黒、故云「
黒田」。旧此処有「是駅」、即号曰「黒田駅」。今郡家屬_レ東、今猶、
追_二旧黒田_一号耳。

この記事では、黒田駅の名称由来が記されている。黒田村があり、その土が黒いという事から（その地域は）、黒田という地名になったという。つぎには、そこに駅が設置されたため、（黒田の地名をとって）黒田駅と名付けられたとある。その後、黒田駅は移転して、郡家の東に置かれたが、移転後も駅名は変更されずに黒田駅という名称のままとなったという件が記載されている。村には様々な意味や解釈が存在するが、この場合は、文脈から見て人々が居住している集落と解釈出来るだろう。この記事では、土が黒いため、黒田という地名が付いた地域が元々有った事、また黒田村自体も既存集落として、駅が設置される前から先行して存在していたらしい事、黒田村に駅が設置された事によって駅は黒田駅と名付けられた事、その後、黒田駅（の施設本体）は、郡家の東へ移転した事が分かる。

ここで注目したいのは、駅が移転した際、黒田村まるごとの移転はなかった事である。「郡家西北二里、有「黒田村」とあり、黒田村は駅の施設自体が移転しても、そのまま黒田村は存続していた事が読み取れるのである。この記事の黒田駅は単に駅の施設として表記されているに過ぎない。つまり、駅の施設そのものが移転しても、駅が設置された集落は元の地域に存続しており、しかも、駅が設置されたとしても、集落そのものには変化がなかったと言えるだろう。この記事からは、駅自体に

人間集団が取り付くような行政区域の様相は見受けられない。『出雲国風土記』の記事には、行政区域としての駅が記される一方、黒田村の記事のように単に駅は施設であつて、人間集団と一体ではない駅の形態が記されている。

黒田村の記事に近い事例として『播磨国風土記』賀古郡条が挙げられる。賀古郡条には「駅里土、中々由「駅家」為_レ名」とあり、駅家里が記載されている。この記述の前には「出雲臣比須良比売、給_二於息長命_一、墓、有「賀古駅西」とある事から、この駅里内には賀古駅の施設が設置されていた事が知られる。しかも、里の名に「駅」という言葉をつけたのは、（賀古）駅がこの里に置かれた事に由来すると言う。つまり、（賀古）駅が設置される前に、この里は存在していたという事になる。この記事から読み取れるのは、この里の地名由来だけであり、駅が設置された事で、駅家里という名称の里になったという件である。

これら『出雲国風土記』意宇郡条の黒田駅と『播磨国風土記』賀古郡条の駅家里の記事に共通する点は、駅が設置される以前から、人々が居住していた集落が存在しており、その場所に駅の施設が設置されたという事である。この段階で、元々の既存集落と駅施設との間には有機的関係が生じており、それが行政区域として成していた可能性があると思われる。ところが、駅の施設が移転しても、集落はそのまま存続していることから見れば、駅の施設の有無によって、集落自体が規制されるという事ではなかったようである。

他の事例として、漆紙文書「山王遺跡出土三号文書」の計帳に記された注記「割附駅家里戸主文部祢麻呂為戸」が挙げられる。³³この史料では

郷里制下において、駅家里「丈部祢麻呂」の戸に人為的に正丁「財部得麻呂」を、計帳上のみ移動しており、おそらく駅では近隣の集落間で労働力が賄われていたようであり、正丁が足りない場合は他の里から調整して補っていた様相が窺われる。²⁴⁾

以上のように、駅の施設の有無によって、集落自体が大きく変化するという規制がなされた訳ではなく、おそらく駅が行政区域として成るには、駅近隣集落の一集落を割り当てて、もし労働力が不足した場合は、近隣集落により、正丁を文書上調整して、賄われたものと考えられる。つまり、先に述べた九世紀段階での近江国坂田郡の事例と大差なく、郷里制段階の行政区域としての駅も、近隣集落間における有機的關係によって成立していたと思われる、それは郡の管轄下において柔軟な調整が行われていたようである。こうした行政区域としての駅に期待されたのは、法政制度の中にみられる駅戸による労働力の確保という点に尽きるだろう。

おわりに

以上、行政区域としての駅について考察を試みた。法制上行政区域としての駅の規定は存在しないものの、大宝令段階において、駅一に対して駅路の等級に応じて中戸五戸〜二〇戸程度による複数の有力戸主を纏める事で労働力の確保を期待したのが駅という行政区域としての性格であろう。

時代は降りるが『倭名類聚抄』郡郷部にみられる所謂駅家郷には、編

纂時に参照した資料によって行政区域としての駅の意味を残したものと見られる。この『倭名類聚抄』が編纂時に参照した九世紀頃の資料には、①駅を施設として認識した資料、②駅を郷と同格の行政区域として認識した資料、③駅は郷よりも小規模であるが行政区域として認識された資料が、兵部省に混在していたと思われる、こうした資料の違いが存在する理由は駅に対する解釈が様々であり、それが反映されたものと推察される。①は行政区域ではなく駅を施設としてだけ捉えていたもので行政地域ではない。②は駅を郷と同格とした徴税単位で、所謂駅家郷であり、おそらく郷里制下における駅家の遺制的形態であろう。③は行政区域としての駅であっても、その規模が小さく、また、近隣の郷に内包されるような曖昧な形態であったのではないだろうか。

また、②や③の形態は駅戸編成としての方針であったと思われるが、集解廐牧令15駅置長条集解穴記にみられるように、中央政府は駅戸編成の方針から郡内に広く員数を定める政策へと、駅の労働力確保について途中で方針を転換していたものと見られる。したがって、古い形態で運営されていたのが、駅家郷と思われる、九世紀段階でも遺制として存続していたものと考えられる。

ところで、一志茂樹は『倭名類聚抄』の駅家郷が、東海道と東山道に多く偏る事を指摘している。²⁵⁾日本の古代国家成立過程においては、徐々に地域有力者の力を弱めていった訳ではあるが、駅家郷が東海道と東山道に偏る要因には、地域有力者による古い支配形態がより濃く遺されていたからではないだろうか。

さらに、近江国大原郷長や駅長の解の事例を見ると、解状の提出先は

郡であり、土地売買には、郡判を得ない事には成立しない一方で、行政区域としての大原郷と横川駅の関係は、大原郷内に横川駅という行政区域が存在していたようでもあり、また、大原郷近隣に横川駅が存在していたようでもあるという程、極近しい関係と思われ、そのうえ、両者間には同族を中心として構成されていたと見られるのである。こうした駅家郷は②や③の形態の駅の行政区域としての性格をよく表していると言えるだろう。

また、行政区域としての駅の成立期は『出雲国風土記』に見られるよう五十戸編成が先行した後の郷里制段階における大幅な改変期にまで遡ることが確認できた。この郷里制の改変時を画期として、全国的に駅を里程度に分離する政策が採択されたのではないだろうか。なぜならば、大宝令段階では、駅の等級に応じて中戸五〜二十戸程度の駅戸を想定した規定となっている訳で、律令制度受容過程では、五十戸編成における駅戸による駅の運営については、全く想定されていないのである。逆に言えば、大宝令で目指した中戸〓富裕戸によって駅の労働力を賄う駅戸編成は、徐々に地域有力者の力を弱めた郷里制の改変を契機とし、駅を行政区域として分離させることで、ある意味実現したとも考えられる。

しかし、実際は地域の力関係に応じて、十分な課丁数が得られない状態があったのではないだろうか。一見、行政区域として分離したかのように見える駅ではあるが、実は郡の管轄下にあり、同族間や近隣地域との間で微妙な調整が図られていたようである。九世紀段階とはいえ、近江国の事例は行政区域としての駅の古い形態を遺したものと思われる。つまり行政区域としての駅とは、駅の労働力の確保の面においては機能

していたが、それは近隣地域との間に明確な境界も無く柔軟な性格であったと推定される。

ただし、この問題については、駅の財政である駅起稲や駅起田、厩牧令15駅各置長条における駅長の意義や「駅評」と記された木簡^⑤の解明が必要であり、残された課題が多いことをお断りして、これらの問題については別稿を用意して論じることとし一旦擱筆したいと思う。

註

(1) 前沢和之『上野国交替実録帳』についての基礎的考察「群馬県史研究」四、一九七六年。

(2) 坂本太郎「上代駅制の研究」『上代駅制の研究』〈至文堂〉一九二八年『古代の駅と道』坂本太郎著作集第八巻所収。

(3) 大山誠一「古代駅制の構造とその変遷」『史学雑誌』八五―四、一九七八年。

(4) 主にこれらの説に集約される。

a 駅馬数と駅戸は一致する。(福田和憲「再び駅戸について」『日本歴史』三一五、一九七四年)、前掲註(3) 大山論文。大山誠一「令制の駅戸数について」『古代交通研究』四、一九九五年。

b 駅戸は二十五〜四十戸と推計する。前掲註(2) 坂本論文。田名網宏『古代の交通』〈吉川弘文館〉一九六九年。

c 駅馬一疋に対して駅子六人を標準とする。青木和夫「古代の交通」『交通史』〈山川出版社〉一九六五年(『日本律令国家論攷』所収)。

森田悌「古代駅制の一考察」『日本歴史』三〇一、一九七三年(『解体期律令政治社会の研究』所収)。

(5) 前掲註(3)。大山論文。大山は天平十二年『遠江国浜名郡輸租帳』

- (正倉院文書) 所載の某郷が駅家郷とする。この史料解釈に対して森田悌による批判が存在する(森田悌「駅子・駅戸の員数」『続日本紀研究』二九八、一九九五年(『日本古代の駅伝と交通』所収)。しかし、大山が『遠江国浜名郡輪租帳』を用いて某郷の受田額を換算したところ、一戸あたりの平均受田額が約三十町前後に対し、隣接の新居郷では一戸あたりの平均は二町二段百二歩強であったという違いを指摘している。この某郷が駅家郷か否かについての問題は残るが、この某郷が九〇十戸程度の中戸で編成されていたと大山は見えており、こうした郷が存在したことについては注目すべきであろう。
- (6) 青木和夫「雇役制の成立(一)」『史学雑誌』六七―三、一九五八年。大宝令・養老令における徭役は雑徭を示し、課役は調・庸・雑徭を示すものとする。
- (7) 前掲註(4) 森田論文。森田によると八世紀から九世紀の史料に注目し、何れも馬毎に六人程度の駅子数が当てられたと見ている。
- (8) 杉本一樹「編戸制再検討のための覚書―編戸原理を中心として―」土田直鎮先生還暦記念会『奈良平安時代史論集上』(吉川弘文館)一九八四年。
- (9) 永田英明「駅家経営の特質について」『古代交通研究』二、一九九三年(『古代駅伝馬制度の研究』所収)。
- (10) 吉田孝「イへとヤケ」『律令国家と古代の社会』(岩波書店)一九八三年。
- (11) 岡野誠「敦煌発見唐水部式の書式について」『東洋史研究』四六―二、一九八七年。
- (12) 小野勝年『入唐求法巡礼行記の研究』巻一、一九六四年(同新版(法蔵館)一九八九年)。
- (13) 宮澤俊雅 a 「倭名類聚抄諸本の出典について」『北海道大学文学部紀要』四五―二、一九九七年。宮澤俊雅 b 「倭名類聚抄の十卷本と二十卷本」『北海道大学文学部紀要』四七―一、一九九八年。
- (14) 榎英一「序文について」名古屋市博物館『和名類聚抄』名古屋博物館資料叢書二(名古屋博物館)一九九二年。
- (15) 坂本太郎「高山寺本倭名類聚抄について」『日本古代史の基礎的研究』上(東京大学出版会)一九六四年。
- (16) 榎英一「名博本の意義―むすびにかえて―」名古屋博物館『和名類聚抄』名古屋博物館資料叢書二(名古屋博物館)一九九二年。
- (17) 不破浩子「名古屋博物館蔵『和名類聚抄』について」『長崎大学教養部紀要』人文科学篇三七―二、一九九六年。
- (18) 前掲註(15)。
- (19) 池邊彌「和名類聚抄郡解説」『和名類聚抄郡郷里駅名考証』(吉川弘文館)一九八一年。
- (20) 永田英明「九世紀山麓駅家の経営―駅戸制度のオモテとウラ―」鈴木靖民・吉村武彦・加藤友康編『古代山国の交通と社会』(八木書店)二〇一三年。
- (21) 前掲註(17)。
- (22) 本史料については、東京大学史料編纂所「東京大学史料編纂所公開用データベース」を参照させていただきました。また、東京大学史料編纂所稲田奈津子氏には、本史料の調査にご協力を賜りました。感謝申し上げます。
- (23) 滋賀県坂田郡役所『坂田郡志』上巻、一九一三年。栄原永遠男「近江国坂田郡大原郷長解」について『日本歴史』四九七、一九八九年。原本はすでに消失しているため、『坂田郡志』と栄原論文に掲載されている写真版を参考とする。
- (24) 前掲註(23)。栄原論文。栄原は「美」と読む。この部分は写真版で

は不鮮明である。上には横棒三本あることと、下のつくりは明らかに「大」であるが判読できない。

(25) 竹内理三編『平安遺文』(東京堂出版)一九四七年。A史料五七、B史料五四、C史料六〇、D史料五三に掲載されている。

(26) 東京大学史料編纂所「東京大学史料編纂所公開データベース」を参照。

(27) 前掲註(23) 栄原論文。

(28) 東京大学史料編纂所「東京大学史料編纂所公開データベース」を参照。

(29) 前掲註(23) 栄原論文。

(30) 前掲註(2)。坂本は『出雲国風土記』の記載では、郷里制下における他の郷には、その下部組織があるにも関わらず、「駅家」においては、下部組織の記載が無いことから、五十戸編成より、やや、小規模ではないかと予想している。

(31) 関和彦『風土記と古代社会』(塙書房)一九八四年。

(32) 小倉慈司「出雲国の神戸について」『出雲古代史研究』六、一九九六年。

(33) 平川南・鐘江宏之・古尾谷知浩「出土した漆紙文書・木簡について」多賀城市埋蔵文化財調査センター『山王遺跡Ⅰ』(多賀城市埋蔵文化財調査センター)一九九七年。

(34) 原京子「日本古代における駅家の労働編成について―山王遺跡出土三号文書―の注記をめぐって」『法政史学』七七、二〇一二年。

(35) 一志茂樹「古代駅制路について」『信濃』二一一一〇、一九六八年。

(36) 浜松市教育委員会編『伊場遺跡発掘調査報告書第十二冊 伊場遺跡総括編(文字資料・時代別総括)』(浜松市教育委員会)二〇〇八年。伊場遺跡出土二十一号木簡には「駅評」の文字が記されている。

(はら・きょうこ 法政大学大学院人文科学研究科博士後期課程)